

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

要 求 水 準 書

運営・維持管理業務編

(案)

令和8（2026）年4月

魚 沼 市

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書

運営・維持管理業務編

《目 次》

第1章 総 則	1
第1節 事業概要.....	1
第2節 運営・維持管理業務の基本事項.....	3
第3節 計画主要目.....	4
第4節 一般事項.....	5
第5節 運営・維持管理業務条件.....	11
第2章 運営・維持管理体制	14
第1節 業務実施体制.....	14
第2節 有資格者の配置.....	14
第3節 連絡体制.....	15
第4節 教育訓練.....	15
第3章 運転管理業務	16
第1節 本施設の運転管理.....	16
第2節 受付・計量業務.....	16
第3節 搬入管理.....	17
第4節 適正処理・適正運転.....	18
第5節 運転管理体制.....	18
第6節 用役の管理.....	18
第7節 運転管理マニュアル.....	18
第8節 運転計画の作成.....	18
第9節 運転管理記録の作成.....	19
第10節 処理生成物等の搬出.....	19
第11節 性能試験の実施.....	19
第4章 維持管理業務	20
第1節 本施設の維持管理業務.....	20
第2節 保守管理.....	20
第3節 修繕工事.....	21
第4節 清掃.....	23
第5節 維持管理マニュアル.....	24
第6節 精密機能検査.....	24
第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施.....	24
第5章 余熱利用管理業務	25
第1節 本施設の余熱利用管理業務.....	25
第2節 余熱利用管理.....	25
第6章 測定管理業務	26

第1節 本施設の測定管理業務.....	26
第2節 測定管理マニュアル.....	26
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応.....	28
第7章 防災等管理業務.....	31
第1節 本施設の防災等管理業務.....	31
第2節 二次災害の防止.....	31
第3節 防火・防災管理・緊急時対応マニュアルの作成.....	31
第4節 防火・防災管理体制の整備.....	31
第5節 防火・防災訓練の実施.....	31
第6節 事故報告書の作成.....	31
第8章 関連業務.....	32
第1節 本施設の関連業務.....	32
第2節 植栽管理.....	32
第3節 積雪対応.....	32
第4節 施設警備・防犯.....	32
第5節 見学者対応.....	32
第6節 周辺住民対応.....	33
第7節 ホームページの開設及び運営.....	33
第8節 環境学習イベント.....	33
第9節 災害発生時の対応・防災備蓄品等の管理.....	33
第9章 情報管理業務.....	35
第1節 本施設の情報管理業務.....	35
第2節 運営体制.....	35
第3節 運営マニュアル.....	35
第4節 運営業務実施計画書.....	35
第5節 運転.....	36
第6節 保守管理.....	36
第7節 補修工事.....	36
第8節 更新工事.....	36
第9節 保全工事.....	36
第10節 作業環境管理.....	37
第11節 清掃実施.....	37
第12節 測定管理.....	37
第13節 防災等管理.....	37
第14節 緊急対応.....	38
第15節 事業継続計画の作成.....	38
第16節 関連業務実施.....	38
第17節 施設情報管理.....	38

第18節	月間業務完了報告.....	38
第19節	年間業務完了報告.....	39
第20節	その他管理記録報告.....	39
第21節	情報セキュリティ.....	39

用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	本事業において、本施設の運営・維持管理業務を行う者で、構成員が出資を行い設立する特別目的会社、単体企業又は共同企業体をいう。
エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、燃やせるごみ（医療系廃棄物、汚泥を含む。）、マテリアルリサイクル推進施設で生成される破碎残さ及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを温水や蒸気等として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する複数企業で構成される応募グループをいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、本市と建設事業者及び運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	特別目的会社を設立する場合において、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
現施設	本市の現在運用している一般廃棄物処理施設であるエコプラント魚沼をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、共同企業体又は単体企業をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。
構成員	特別目的会社を設立する場合において、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。 また、特別目的会社を設立しない場合においては、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業をいう。
混載状態	本施設の処理対象物のうち、いずれか2つ以上のごみが一度に搬入される状態をいう。
さわやかセンター	エコプラント魚沼に隣接する本市の施設であり、エコプラント魚沼で発生した余熱（温水）を利用して、入浴や軽スポーツ、レクリエーション等に供する機能を備えた施設をいう。
敷地	事業実施区域及び現施設使用区域を合わせた範囲をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
事業提案書	本事業を実施する落札者の特定に当たり、応募者が募集要項等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

従業者	本施設に勤務する運営事業者の職員をいう。
処理生成物	焼却灰及び飛灰をいう。
処理棟	本施設のうち、プラントなどを備えた建物をいう。
処理不適物	本施設では受け入れや処理、資源化ができないごみ又は本施設に不具合を生じさせるものを総称していう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務、事業実施区域内の構築物（焼却灰及び資源化物一時置場、ヘリポートアスファルト、旧リサイクルハウス基礎、現施設からの排水路等）の解体・撤去工事に係る業務をいう。
選定委員会	本市が応募者から提出を受ける事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する「魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
地方公共団体	地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。
特別目的会社	本事業の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
プラント	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
入札関係書類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入札説明書等	入札公告と同時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集及びこれらに関する質問回答を総称して又は個別にいう。
本業務	本施設の運営・維持管理業務をいう。
本工事	本施設の設計・建設業務をいう。
本市	魚沼市をいう。
本施設	本事業において、事業者が設計・建設するごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）をいい、事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。
本事業	魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
マテリアルリサイクル推進施設	本施設を構成する施設のうち、金属・その他、大型ごみ、ビン、缶、古紙類、古着、食器、枝・木（木材）、食用油、危険・有害ごみ（乾電池、水銀廃棄物等）等を処理対象物として破砕、選別、保管等の処理を行う施設をいう。
要求水準書	要求水準書（設計・建設業務編）及び要求水準書（運営・維持管理業務編）を総称していう。
要求水準書（運営・維持管理業務編）	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書（設計・建設業務編）	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落札者	選定委員会において落札者として選定されたのち、落札者として決定された応募者をいう。
D B O方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

第1章 総 則

本要求水準書は、魚沼市（以下「本市」という。）が発注する新ごみ処理施設（以下「本施設」という。）整備・運営事業（以下「本事業」という。）における運営・維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

本要求水準書は、運営・維持管理業務の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務などについては、本要求水準書及びその他の関連書類に明示していない事項であっても、運営事業者の責任において全て完備するものとする。

第1節 事業概要

1 事業目的

エコプラント魚沼（以下「現施設」という。）は、平成7（1995）年3月に竣工し、同年4月より本格稼働を開始した。平成20（2008）年度から平成22（2010）年度にかけて施設の延命化を図る目的で大規模改修工事を実施し、燃やせないごみ及び可燃性大型ごみの破碎処理と併せ、適正処理を継続している。

しかしながら、現施設は、稼働から30年が経過していることから、設備装置の全体的な老朽化が進んできており、処理能力を維持し安定稼働を継続するには、老朽化した設備装置を補修していかなければならない状況である。また、令和13（2031）年度より南魚沼市大和地域のごみが搬入されなくなる予定であり、現施設の竣工時の計画処理能力と今後のごみ搬入量との間に、大きな乖離が生じることが見込まれる。

このような状況も鑑み、本市はエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を更新することを決定した。

本事業は、新たな施設の整備・運営に当たって本市が策定した4つの基本方針のもとで本事業を推進している。

【魚沼市新ごみ処理施設整備における基本方針】

基本方針①：安全で安定したごみ処理が可能な施設

新ごみ処理施設ではこれまでと同様に本市から排出されるごみを適正に処理する責任を担う施設となります。よって、施設に不具合が生じると本市における生活環境や公衆衛生に大きな悪影響を及ぼすことになるため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・ごみ量やごみ質の変動にも対応でき、安定した稼働を持続することができる処理方式を採用します。
- ・不具合が発生しないよう安全性を重視した設計を行います。
- ・近年、多発しているリチウムイオン電池による火災など、ごみ処理における各種の事故に対応できる安全な施設とします。

基本方針②：環境保全に配慮しながら循環型社会形成に寄与する施設

施設の建設・運営を通じて周辺環境への影響を最小限に抑えるとともに地球に優しい技術やプロセスを導入するため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・最新の公害防止技術を導入することで法規制よりも厳しい自主規制値を設定し、周辺環境への影響を抑えます。
- ・ごみ処理にて発生した熱エネルギーを効率的に回収し、有効活用できる技術を採用します。
- ・ごみ処理で発生する二酸化炭素を最大限削減し、地球温暖化対策に貢献できる施設を目指します。

基本方針③：経済性に優れた施設

施設の建設から運営・維持管理及び改修までを含めたライフサイクルコスト（LCC）の適正化を図るため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・将来の設備、装置の延命化を視野に入れた総合的な整備が実現可能な発注方式を採用します。
- ・市の財政負担を軽減するために、環境省の交付金制度を活用できる施設とします。
- ・建設費だけでなく、施設を適正に維持管理するために必要な維持管理費及び補修費を抑えることができる方法を採用します。

基本方針④：地域と共存する施設

周辺住民との密接な連携や整備運営状況の透明化を図ることで施設の信頼性を高めるため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・ごみ処理に関する情報発信を積極的に行うことや施設見学、環境学習等を通じて、市民が環境問題への意識向上に資する施設とします。
- ・地域の景観と調和を図り、市民に広く親しまれる施設とします。

第2節 運営・維持管理業務の基本事項

1 事業名

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 施設規模

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設	44.0t/16h (22.0t/16h×2炉)
(2) マテリアルリサイクル推進施設	
ア 金属・その他、大型ごみライン	5.5t/5h
イ ビン・缶ライン	1.0t/5h
ウ ストックヤード	約70m ²

3 事業実施場所

新潟県魚沼市中島707番地1地内

4 事業実施区域

事業実施区域は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域」で示した範囲（赤の実線で囲んだ範囲）とする。

事業実施区域の面積は次のとおりである。

- ・事業実施区域 約9,500m²

5 業務期間

業務期間は次のとおりである。

運営・維持管理業務期間：令和13（2031）年4月1日から令和33（2051）年3月31日まで（20年間）

6 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する次の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 余熱利用管理業務
- (4) 測定管理業務
- (5) 防災等管理業務
- (6) 関連業務
- (7) 情報管理業務

第3節 計画主要目

1 計画年間処理量

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 1 (2) 処理対象物及び計画ごみ処理量」参照

- (2) マテリアルリサイクル推進施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 2 (2) 処理対象物及び計画ごみ処理量」参照

2 計画ごみ質

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 1 (3) 計画ごみ質」参照

- (2) マテリアルリサイクル推進施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 2 (3) 計画ごみ質」参照

3 ごみの搬入出

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 1 (4) ごみの搬入出」参照

- (2) マテリアルリサイクル推進施設

設計・建設業務編 「第1章 第3節 2 (4) ごみの搬入出」参照

4 余熱利用計画

設計・建設業務編 「第1章 第3節 1 (6) 余熱利用計画」参照

5 公害防止基準

設計・建設業務編 「第1章 第4節 1 公害防止基準」参照

6 処理生成物の基準

設計・建設業務編 「第1章 第3節 1 (8) 焼却灰及び飛灰の基準」参照

7 敷地周辺設備

設計・建設業務編 「第1章 第2節 9 敷地周辺設備」参照

8 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。運営事業者は、本業務期間中、要求性能を備えること。

第4節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1.1 法令等例示

<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ●資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号） ●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号） ●ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号） ●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン ●環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） ●大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） ●悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） ●騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） ●振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） ●水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） ●土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） ●水道法（昭和 32 年法律第 177 号） ●下水道法（昭和 33 年法律第 79 号） ●計量法（平成 4 年法律第 51 号） ●消防法（昭和 23 年法律第 186 号） ●建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） ●建築士法（昭和 25 年法律第 202 号） ●建設業法（昭和 24 年法律第 100 号） ●都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） ●文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号） ●労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） ●労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号） ●高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号） ●航空法（昭和 27 年法律第 231 号） ●電波法（昭和 25 年法律第 131 号） ●電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） ●電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号） ●再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号） ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成 18 年法律第 91 号） ●エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号） ●河川法（昭和 39 年法律第 167 号） ●景観法（平成 16 年法律第 110 号） ●道路法（昭和 27 年法律第 180 号） ●電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号） ●クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号） ●ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号） ●事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号） ●危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号） ●ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ●電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁） ●高圧系統業務指針（系統アクセス編）など東北電力株式会社が定める規定 ●高調波抑制対策技術指針（一般社団法人日本電気協会） ●日本産業規格 ●電気学会電気規格調査会標準規格 ●日本電機工業会規格 ●日本電線工業会規格 ●日本電気技術規格委員会規格 ●日本照明器具工業会規格 ●公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所） ●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●火力発電所の耐震設計規程（一般社団法人日本電気協会火力専門部会） ●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国営整第 157 号、国営設第 163 号） ●建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●煙突構造設計指針（一般社団法人日本建築学会） ●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年労働省告示第 59 号） ●分散型電源系統連系技術指針（一般社団法人日本電気協会） ●新潟県福祉まちづくり条例（平成 8 年 4 月 1 日 新潟県規則第 43 号） ●新潟県自然環境保全条例（昭和 48 年 4 月 2 日 新潟県条例第 34 号） ●新潟県建築基準条例（昭和 47 年 3 月 31 日 新潟県条例第 13 号） ●新潟県屋外広告物条例（平成 8 年 3 月 1 日 新潟県規則第 2 号） ●魚沼市都市計画法施行細則（平成 16 年 11 月 1 日 規則第 148 号） ●魚沼市火災予防条例（平成 16 年 11 月 1 日 条例第 182 号） ●魚沼市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 19 日 条例第 31 号） ●その他本業務に関連する法令、規則、規格、基準等
--	---

3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例」(令和4年魚沼市条例第33号)等を遵守し、一般持込者や従業者等の個人情報の取扱いに留意すること。また、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報(個人情報を含む。)を第三者に漏えいしてはならない。

4 生活環境影響調査書の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる生活環境影響調査書の内容を遵守すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じること。

5 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

6 運営前の許認可

本施設の運営に当たって運営事業者が取得する必要がある許認可は、原則として、運営事業者の責任において全て取得すること。ただし、取得に際して、本市が担う必要がある業務が生じた場合には、本市は協力するものとする。

7 官公署等の指導等への対応

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

8 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

9 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告に当たっては、同内容を本市に報告し、その指示に基づき対応すること。

10 本市への報告

- (1) 運営事業者は、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第9章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第4節 1.4 緊急時対応」に基づくこと。

11 本市が実施する運営モニタリングへの対応

運営事業者は、本市が実施する運営・維持管理全般に対する運営モニタリングに全面的に協力すること。また、この運営モニタリングにおいて、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本市が運営モニタリングを実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

12 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、要求水準書及び事業提案書のうち運営・維持管理業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシート及び日報・月報チェックシート等を作成の上、事業開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。また、運営・維持管理業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシート及び日報・月報チェックシート等に基づいて、運営業務の内容の要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかどうかをセルフモニタリングすること。

13 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発第0110号の第1号、平成26年1月10日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。

- なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等本市が定める者の同席を要すること。
- (6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
 - (7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
 - (8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
 - (9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
 - (10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
 - (11) 運営事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
 - (12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
 - (13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 4 緊急時対応

- (1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた防火・防災管理・緊急時対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した防火・防災管理・緊急時対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改訂するなど、随時改善を図らなければならない。
- (3) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、従業員の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (4) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

15 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・怪我等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に設置している AED（自動体外式除細動器）の維持管理等を定期的実施すること。
- (4) 運営事業者は、見学者等の急病人や緊急事態が発生した場合に備え、救命講習等により救急法を従業員に対し教育・訓練すること。

16 感染症への対策

運営事業者は、感染症に対するマニュアルを作成し、感染症に十分に配慮して運営すること。なお、感染症対策マニュアルには、感染症が流行した場合の事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を含めて作成すること。

17 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理、処分に協力すること。

18 保険への加入

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得ること。なお、本市は、本施設の所有者として、(公社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定である。

19 地域振興

本施設の運営・維持管理に当たっては、本市の住民に対する雇用促進のほか、本市の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

20 想定されるリスクの回避・緩和

運営期間を通じて想定されるリスクを解析し、その解消・緩和策を講ずること。その検討結果を本市に報告すること。

2 1 省エネルギー

本施設の運転に関して省エネルギーに努めるとともに、処理に伴って排出される熱を場内に活用し、環境負荷の低減を図ること。

2 2 建設事業者の協力

運営期間中の設備の故障、不具合等発生した場合において、運営事業者からの調整依頼等があった際には、建設事業者（本施設の設計・建設工事を共同企業体が行う場合は代表企業）は、これに協力すること。

第5節 運営・維持管理業務条件

1 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書（設計・建設業務編）
- (3) 本要求水準書
- (4) 事業提案書
- (5) その他本市の指示するもの

2 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4 契約金額の変更

上記 2、3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、次の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際し、引渡しに関する検査を行う。

- (1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うに当たり、支障が無いよう、本市が指示する内容の業務について本市（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む。）への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- (2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (3) 建物内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (4) 主要な設備機器等が当初の実施設設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (5) 事業期間終了時に事業期間終了後 1 年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- (6) 本市（運営委託を行う場合の次期運営事業者を含む。）に対し、必要期間のエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。
- (7) 運営事業者は、本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ等を全て本市に開示すること。なお、本市は、運営事業者と協議の上、これらの図書、資料、データ等を次期運営事業者に対し、原則として全てを開示するものとする。
- (8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、運営 16 年目（令和 28（2046）年度）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱いについて、本市と協議を開始すること。
- (9) 事業者は、事業期間終了後においても特定部品又はその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続するとともに、本市が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。なお、特定部品の種類及び価格の決定方法については本市と協議により決定する。

(10) 本市は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、本施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き1年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態で引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書（引渡性能試験と同程度の内容）を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の性能試験を本市の立会いの下に行う。なお、運営事業者は、事業期間終了後の1年間の運転期間中に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制を本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、一般廃棄物を対象としたエネルギー回収型廃棄物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置すること。
- (2) 運営事業者は、電気主任技術者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500k1/年度以上の場合には、エネルギー管理員を設置し、その使用量について定期報告書を国に届け出ることとする。
- (4) 運営事業者は、本業務を行うに当たりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- (5) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。配置する有資格者のうち、電気主任技術者は、工事開始前に選任すること。

表 2.1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設、破砕・リサイクル施設）	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
第 2 種酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、従業者の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
クレーン・デリック運転士	クレーン・デリックの運転
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
電気工事士	電気設備の工事・取扱
有機溶剤作業主任者	有機溶剤を取り扱う作業
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業全般の責任者
公害防止主任管理者・公害防止統括者・各代理人	公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の設置
その他必要な有資格者	

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

※表 2.1 は、関係法令等で必要な資格を参考までに例示しているものであり、関係法令で義務付けられていない有資格者の配置を求めるものではない。

第 3 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第 4 節 教育訓練

- (1) 運営事業者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、運営事業者自ら確保した運転員などに対し、適切な教育訓練を行うこと。
- (2) 運営開始に際しては、本施設の試運転期間中に建設事業者より本施設の運転に必要な教育訓練を受けること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第3節 8 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

第2節 受付・計量業務

1 受付管理

(1) 運営事業者は、計量棟において本施設への搬入出車両の計量、記録、確認及び管理を行うこと。

受付日は、月曜日から日曜日までとし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）についても受付を行うこと。なお、年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業日とする。

(2) 受付時間は、月曜日から土曜日までは9時から16時まで、日曜日及び祝日は9時から12時までとするが、祝日のみ市定期収集業務が終了するまで対応すること。なお、受付時間内に、受付を待機する車列に並んだ車両がある場合、道路事情で収集車が受付時間に間に合わない場合、年末年始等のごみ量が多い時期等も柔軟に対応を行うこと。

(3) 運営事業者は、搬入される処理対象物をごみピット等の受入設備において受入可能である限り、受け入れるものとする。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(4) 運営事業者は、一般持込者に対して、身分証明書を確認の上、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本市に報告すること。確認方法等の詳細については、本市と協議の上、計画すること。

(5) 運営事業者は、安全かつ効率的に受付を行うこと。

2 計量の管理

(1) 運営事業者は、計量が必要な搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録を管理するものとする。なお、記録形式等の詳細については、本市と協議の上、決定すること。

(2) ごみの計量は、委託業者などの車両登録者は1回計量（搬入時のみ）とし、その他の許可業者及び一般持込者は2回計量とすること。なお、一般持込者の混載ごみは、マテリアルリサイクル推進施設の荷下ろしスペースにおいて小型計量機により、ごみの種類別（燃やせるごみ、大型ごみ等）に計量すること。

- (3) 運営事業者は、一般持込者については、原則として搬出用計量機での計量時にごみ処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収を行う。なお、本市より手数料後納の許可を受けた者への徴収方法等詳細については、本市と協議の上、決定すること。

3 案内・指示

- (1) 運営事業者は、全ての車両に対し、本施設内のルートとごみの荷下ろし場所について、案内・指示を行うこと。
- (2) 運営事業者は、混載状態でごみを搬入する一般持込者に対しては、マテリアルリサイクル推進施設に案内し、荷下ろしスペースで全てのごみを一度に荷下ろしさせること。

4 手数料の徴収など

- (1) 運営事業者は、現金又は電子マネー（クレジットカードは不可）で手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を、本市に代わり徴収すること。支払い方法については、運営事業者の提案によるものとし、本市と協議の上、決定すること。また、必要に応じてつり銭を用意し、適切に管理すること。領収証書の様式等については、本市と協議の上、決定すること。
- (2) 運営事業者は、徴収した手数料の収納及び引渡し等の詳細について、本市と協議の上、決定すること。

5 使用料の徴収など

- (1) 運営事業者は、洗車設備を使用する者から、施設使用料を本市に代わり徴収すること。徴収方法については、運営事業者の提案によるものとし、本市と協議の上、決定すること。

第3節 搬入管理

- (1) 運営事業者は安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び本施設周辺において、要員を配置して、車両を誘導・指示する。また、必要に応じ、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うものとする。
- (2) 本施設に搬入される処理対象物について、善良なる管理者の注意義務をもって受け入れできない廃棄物の混入を防止し、混入されていた場合には排除すること。
- (3) 搬入された廃棄物等の中から受け入れできない廃棄物が確認、発見され、持込者が特定できる場合は、原則として持込者へ返還し、適正な処分方法を指導すること。
- (4) 本施設に搬入された受け入れできない廃棄物は、本市が外部に処理・処分を委託する。運営事業者は、本市が受け入れできない廃棄物を指定する業者へ引き渡すまで場内において適切に保管する。なお、場内において本市が指定する業者への積込み作業までを業務範囲とする。
- (5) 運営事業者は、展開による搬入物検査（パッカー車等の中身の検査）を実施する

こと。実施頻度は、搬入状況を勘案し、年 12 回（又は月 1 回）程度とする。

- (6) 運営事業者は、搬入車両や一般持込者の安全に留意して、荷下ろしスペースに一時貯留された燃やせるごみ及び大型ごみ等をエネルギー回収型廃棄物処理施設又はマテリアルリサイクル推進施設へと搬送すること。
- (7) 運営事業者は、患畜等の処理などについて本市から要請があった場合は、原則対応することとし、適切に処理すること。なお、受け入れた患畜等は、プラットホームに駐車した車両からごみクレーンにより直接ごみ投入ホッパへ投入して処理し、プラットホームで引渡し後は、プラットホーム内の当該エリアや当該車両を消毒洗浄できる体制とすること。

第 4 節 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第 5 節 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第 6 節 用役の管理

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- (2) 本施設を稼働するために必要な燃料及び薬剤等を常時 2 炉運転（最大日使用量）に必要な量の 7 日分以上を貯留できる設備を設置するとともに、本業務の履行に支障なく使用できるよう適切に調達する計画とすること。用水については本業務の履行に支障なく使用できるよう最大日使用量を考慮して十分な水量を貯留している状態を保つように管理すること。

第 7 節 運転管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、運転管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂に当たっては本市の承諾を得ること。

第 8 節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。運営事業者は毎年度 12 月までに作成し、各会計年度の末日までに翌会計年度の年間運転計画について本

市の承諾を得ること。

- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、各月の末日までに翌月の月間運転計画について本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更に当たっては本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- (5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。

第 9 節 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データ等を記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月間業務完了報告書、年報等を作成しなければならない。

第 10 節 処理生成物等の搬出

- (1) 運営事業者は、本施設で派生した焼却灰、飛灰、処理困難物及び資源物等を、本市が場外に搬出する際に、車両への積込み、計量等の作業を実施すること。
- (2) 運営事業者は、本市が行う焼却灰、飛灰、処理困難物及び資源物等の搬出に協力すること。
- (3) マテリアルリサイクル推進施設から発生した破碎残さについては、コンベヤ等によりエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬送する場合を除き、運営事業者が受付時間外等にエネルギー回収型廃棄物処理施設に運搬すること。

第 11 節 性能試験の実施

運営事業者は、要求水準書 設計・建設業務編 「第 1 章 第 8 節 1 引渡性能試験」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第3節 8 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表4.1の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- (4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- (5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。
- (6) 消防用設備に必要な消防法上の点検等のほか、消防水利としての防火水槽についても適切な維持管理を行うこと。

表 4.1 法定点検、検査項目（参考）

設 備 名	法 律 名		備 考
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	規則第 34 条 ①荷重試験等 規則第 35 条 ②フレイキ、ワイヤロープ等 規則第 36 条 ③作業開始前の点検 規則第 40 条 ④性能検査	① 1 年に 1 回以上 ② 1 月に 1 回以上 ③ 作業開始前 ④ 2 年に 1 回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	規則第 154 条 ①定期自主検査 規則第 155 条 ②定期自主検査 規則第 159 条 ③性能検査	① 1 年に 1 回以上 ② 1 月に 1 回以上 ③ 1 年未満又は 1 ～ 2 年 以内に 1 回以上
	建築基準法	法第 12 条 報告、検査等	1 年に 1 回以上
計量器	計量法	法第 21 条 定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	規則第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	法第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法	法第 17 条の 3 の 3	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
電気設備	電気事業法	法第 39 条、法 42 条	保安規程による巡視点検 1 月に 1 回以上 定期点検 1 年に 1 回以上
フォーク リフト	労働安全衛生規則	第 151 条の 21 ①定期自主検査 第 151 条の 22 ②定期自主検査	① 1 年に 1 回以上 ② 1 月に 1 回以上
その他必要 な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3 保守管理実施の報告

- (1) 保守管理実施結果報告書を作成し本市へ報告すること。
- (2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 3 節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

- (1) 補修工事計画書の作成

ア 運営事業者は、表 4.2 を参考に補修工事計画書を作成すること。

イ 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- ウ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- エ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- オ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

表 4.2 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む。）。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

※プラント設備、建築設備の例

(2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

(3) 補修工事実施の報告

- ア 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- イ 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ウ 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

2 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

(1) 更新工事計画書の作成

ア 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、展示・学習機能に係る展示・解説のコンテンツは、陳腐化しないように運営期間に2回以上更新するものとする。

イ 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。

ウ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。

エ 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

(2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

(3) 更新工事実施の報告

ア 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

イ 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

ウ 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

3 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

4 建築物の保全

運営事業者は、保守管理計画書に基づいて、本施設の建築物を定期的に点検し、適切な保全工事を実施すること。

第4節 清掃

(1) 運営事業者は、本施設を常に清潔に保ち、工場棟、管理棟、計量棟等を清掃するものとする。

(2) 本事業範囲内の清掃計画（運營業務実施計画書として本市に提出）を作成し、施設内を清潔に保つこと。特に見学者等の第三者が立ち入る場所やほこりが溜まりやすいエリアは常に清潔な環境を維持すること。

- (3) 植栽、事業実施区域内の駐車場、場内道路、調整池及び関係する施設の美観及び品位を維持するとともに、本施設の敷地に隣接する道路及びその周辺を清潔に保つことに協力し、周辺環境の向上に貢献すること。

第5節 維持管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂に当たっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施し、その結果を本市へ報告すること。なお、精密機能検査に係る費用は運営事業者の負担とする。
- (2) 運営事業者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、本市に提出すること。
- (3) 運営事業者は、精密機能検査の履歴を運営・維持管理期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本事業終了後、本市に提出するものとする。
- (4) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第3節 8 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- (1) 運営事業者は、運営期間の開始前に長寿命化総合計画（※）を作成し、本市の承諾を得ること。
※環境省「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（最新版）」に準じた内容とする。
- (2) 本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第3節 8 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。
- (4) 本市では、事業終了後の必要な時期に長寿命化工事を実施し、全体で35年程度の施設の継続使用を予定している。このため、運営事業者は、運営16年目（令和28（2046）年度）には、それまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し、令和32（2050）年度以降の維持管理計画が検討できるよう、長寿命化総合計画を再作成し、本市の承諾を得ること。

第5章 余熱利用管理業務

第1節 本施設の余熱利用管理業務

余熱利用は熱供給とし、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設での場内利用及び隣接する余熱利用施設（さわやかセンター）に温水供給するほか、必要に応じて冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等に利用すること。また、将来的に余熱利用施設の更新等が生じた場合には、運営事業者は余熱供給の切替工事等に協力すること。

第2節 余熱利用管理

1 余熱利用管理計画の作成

- (1) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画の中で、余熱利用計画について計画すること。
- (2) 年間運転計画及び月間運転計画は、運転の効率性や安全性、操炉、熱供給を十分考慮し計画すること。

2 余熱利用管理の実施

運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画に基づき、余熱利用管理を行うこと。

3 余熱利用管理実施の報告

運営事業者は、月間業務完了報告書において、余熱利用管理について報告すること。

第6章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第3節 8 本施設の要求性能」参照）を発揮しながら、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 6.1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成に当たっては表 6.1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、表 6.1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂に当たっては本市の承諾を得ること。

表 6.1 業務期間中の測定項目

	区 分	計 測 項 目	計測最低頻度	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月	
	燃焼室温度	炉出口温度	常時連続測定	
	排ガス	ばいじん		6回/年・炉
				常時連続測定
		塩化水素		6回/年・炉
				常時連続測定
		硫黄酸化物		6回/年・炉
				常時連続測定
		窒素酸化物		6回/年・炉
				常時連続測定
		ダイオキシン類		1回/年・炉
	水銀		2回/年・炉	
	一酸化炭素		常時連続測定	
	焼却灰	熱しゃく減量		1回/月・炉
		重金属溶出試験		2回/年
		ダイオキシン類含有量		2回/年・炉
	飛灰固化物	重金属溶出試験		2回/年
		ダイオキシン類含有量		2回/年
	作業環境基準	ダイオキシン類濃度		2回/年
		粉じん濃度		
二硫化炭素				
リマサテ	鉄類、アルミ類	破碎・選別後の純度、回収率	4回/年	
	作業環境基準	粉じん濃度	2回/年	
共通	騒音	騒音レベル（デシベル）（敷地境界4箇所）	1回/年	
	振動	振動レベル（デシベル）（敷地境界4箇所）	1回/年	
	悪臭	特定悪臭物質濃度（敷地境界2箇所）	1回/年	

※ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素の濃度については、大気質測定機器において毎日連続測定した数値の1時間平均値を計測し、常時、公害監視用データ表示モニタで測定値を公開する。

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

運営事業者は、本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、運転基準、要監視基準、停止基準を設定すること。運転基準は、通常運転時の目安となる基準である。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止する基準である。

(2) 対象項目

運転基準及び要監視基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素とする。

停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、水銀とする。

(3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 6.2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 6.2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	運転基準	要監視基準		停止基準	
		基準値	基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/Nm ³]	[]	[]	1時間平均値が左記の基準値を超過した場合、本施設の監視を強化し改善策の検討を開始し、必要に応じ改善策を実施する。	0.01	1時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	塩化水素 [ppm]	[]	[]		100	
	硫黄酸化物 [ppm]	[]	[]		50	
	窒素酸化物 [ppm]	[]	[]		120	
	一酸化炭素 [ppm]	[]	[]		30	
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³]	—	[]	定期バッチ計測データが左記の基準を超過した場合、本施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。また、直ちに追加計測を実施する。	1	定期バッチ計測データが左記の基準を超過した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

区分	物質	運転基準	要監視基準		停止基準	
		基準値	基準値	判定方法	基準値	判定方法
バッチ計測項目	水銀 [$\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下]	—	—	—	30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに ^{注1)} 3回以上の追加測定を実施する。この4回以上の測定結果の平均値 ^{注2)} が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※煙突出口、乾きガス： O_2 12%換算値

注1) 初回の測定結果が基準値の1.5倍を超過していた場合は、測定結果が得られた後から30日以内に、それ以外は60日以内に実施する。

注2) 計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値とする。

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 本施設が異常事態に至ったことの本市への報告
- (2) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (3) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（本市による承諾）
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (6) 作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (7) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 速やかな本施設の運転停止
- (2) 本施設が異常事態に至ったことの本市への報告
- (3) 地域住民等への報告、説明協力
- (4) 停止レベルに至った原因の解明
- (5) 改善計画の策定（本市による承諾）
- (6) 改善作業への着手
- (7) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (8) 復旧のための試運転の開始
- (9) 運転データの確認（本市による確認）

- (10) 地域住民等への報告、説明協力
- (11) 本施設の使用再開

第 7 章 防災等管理業務

第 1 節 本施設の防災等管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第 1 章 第 3 節 8 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災等管理業務を行うこと。

第 2 節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設の運転を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第 3 節 防火・防災管理・緊急時対応マニュアルの作成

運営事業者は、防火・防災管理体制の整備、防火・防災訓練の実施方法、緊急時における人身の安全確保、二次災害の防止、本施設の運転の安全な停止、本施設の復旧、本市への報告方法等の適切に実施するために、手順を定めた防火・防災管理・緊急時対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、防火・防災管理・緊急時対応マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂に当たっては本市の承諾を得ること。

第 4 節 防火・防災管理体制の整備

運営事業者は、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。

運営事業者は、整備した防火・防災管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第 5 節 防火・防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防火・防災管理及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。

第 6 節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、防火・防災管理・緊急時対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第 8 章 関連業務

第 1 節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第 2 節 植栽管理

運営事業者は、事業実施区域内の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第 3 節 積雪対応

- (1) 運営事業者は、本施設及び構内道路に対し、車両及び人の通行や安全に影響する積雪の除雪、消雪、融雪作業を行うこと。
- (2) 除雪作業は、本施設の運転等に支障をきたさないよう、方法及び時間等について、あらかじめ本市と協議の上、実施すること。
- (3) 除雪作業中は、構内を通行する車両や人との事故に注意する。事故が発生した場合は、速やかに本市に報告するとともに、建物等を損傷したときは運営事業者の責任において原状回復すること。
- (4) 除雪に使用する重機（燃料を含む。）、その他の機材、用具及び従業者の被服等は、全て運営事業者の負担とする。
- (5) 除雪作業中に生じた従業者の事故については運営事業者の責任とする。
- (6) 除雪した雪の保管場所は、事業者の提案とするが、本市と協議の上、決定する。

第 4 節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。

第 5 節 見学者対応

- (1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察は本市が対応するので、運営事業者は本市に協力すること。
- (2) 見学者の受付日及び受付時間は、月曜日から土曜日まで（祝日及び休業日は除く）の 9 時から 16 時までとする。
- (3) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、本施設への来場から退場に至るまで、安全性に十分配慮した見学体制を整備すること。
- (4) 運営事業者は、見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (5) 運営事業者は、見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については本市と協議し、決定すること。
- (6) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

- (7) 運営事業者は、本市で実施する環境学習講座の開催及び見学者のリサイクル体験等を支援すること。

第6節 周辺住民対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 本業務期間において、住民に対して本施設の運転状況等を説明する機会があった場合は、開催に協力（会場設営、資料提供及び会議への出席等）すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議の上、対応すること。

第7節 ホームページの開設及び運営

- (1) 運営事業者は、本施設の運転状況を公表するホームページを開設し、運営すること。
- (2) ホームページで公表するデータや本市ホームページとのリンクなどは本市と協議の上、決定すること。

第8節 環境学習イベント

- (1) 運営事業者は、より多くの住民がごみ問題だけでなく、生物多様性、低炭素社会など様々な環境問題について学べるイベントや、周辺の自然環境を活かした体験型講座等を年1回以上企画し、開催すること。
- (2) 運営事業者は、企画したイベントを本市に提出し、承諾を得ること。
- (3) 開催するイベントに係る費用は、運営事業者の負担とする。また、得られる収入は運営事業者の収益とする。

第9節 災害発生時の対応・防災備蓄品等の管理

- (1) 運営事業者は、災害発生時に施設利用者（搬入、見学者）及び緊急避難者を本施設内で一時的（最大3日間程度）に滞在できるよう避難場所として受入れも行うこと。受入した避難者の対応については基本的に本市の担当者を配置するものとするが、運営事業者はその支援を行うこと。ただし、緊急の避難者については本市の要請を待たずに受入れを行い、本市の担当者が配置されるまでの間は運営事業者が避難者の対応を行うこと。
- (2) 女性や子ども、高齢者などの配慮が必要な避難者への対応については、生活環境（プライバシーや衛生問題）、防犯、役割分担の明確化（炊事等の偏りが無いよう配慮）などの面を十分配慮すること。
- (3) 平常時に従業員が利用する浴室やシャワー室を災害時に開放できるようにすること。
- (4) 運営事業者は、建設事業者が納入する避難用備品等について、備蓄量の確認・維持管理・更新を行うこと。なお、詳細については本市と協議の上、決定すること。

- (5) 災害発生時には、備蓄品等の搬出等について本市の指示に基づき対応すること。
なお、対応の詳細については本市と協議し、決定すること。

第9章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏えいを防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、次の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じて下記以外の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- ① 安全衛生管理体制
- ② 防火・防災管理体制
- ③ 連絡体制
- ④ 施設警備・防犯体制
- ⑤ 運転管理体制
- ⑥ 緊急時の連絡体制
- ⑦ その他必要な体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じて下記以外のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改訂すること。なお、改訂に当たっては本市の承諾を得ること。

運営マニュアルには、次のマニュアルに関する内容も含めること。

- ① 運転管理マニュアル
- ② 維持管理マニュアル
- ③ 余熱利用管理マニュアル
- ④ 測定管理マニュアル
- ⑤ 防火・防災管理・緊急時対応マニュアル
- ⑥ 急病等対応マニュアル
- ⑦ 感染症対策マニュアル
- ⑧ その他関連業務マニュアル

第4節 運営業務実施計画書

- (1) 運営事業者は、本市と協議の上、当該年度の運営業務実施計画書を毎年度作成し、当該年度の前年度3月末までに本市の承諾を得ること。
- (2) 運営業務実施計画書には、年間行事予定、業務実施体制、有資格者名簿、年間運転計画、年間調達計画書、保守管理計画書、年間補修工事計画書、年間更新工事計画書等を含むものとし、詳細については本市と協議の上、決定すること。

第5節 運転

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
- (3) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第6節 保守管理

- (1) 運営事業者は、保守管理計画書及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第7節 補修工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果等を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第8節 更新工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果等を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第9節 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、その結果を記載した実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、実施結果報告書の提出頻度、時期、詳細項目等について本市と協議の上、決定すること。

- (3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第10節 作業環境管理

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第11節 清掃実施

- (1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第12節 測定管理

- (1) 運営事業者は、表 6.1 及び表 6.2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- (3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
- (4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (5) 運営事業者は、本市が実施する住民説明会等の資料を本市と協議の上、作成すること。
- (6) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第13節 防災等管理

- (1) 運営事業者は、防火・防災管理計画書及び防火・防災管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (3) 防火・防災管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第14節 緊急対応

- (1) 運営事業者は、事故が発生した場合は、防火・防災管理・緊急時対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。
- (2) 報告後は、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、本市に提出すること。

第15節 事業継続計画の作成

- (1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画を作成すること。
- (2) 災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第16節 関連業務実施

- (1) 運営事業者は、関連業務実施計画書及び関連業務実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (3) 関連業務関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第17節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第18節 月間業務完了報告

- (1) 運営事業者は、上記第4節から第17節の履行結果をとりまとめ、セルフモニタリングに基づいて作成した月間業務完了報告書を本市へ提出すること。これを補完する目的で本市が随時のモニタリングを行うこととする。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- (3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議の上、決定すること。

第 19 節 年間業務完了報告

- (1) 運営事業者は、上記第 4 節から第 17 節の履行結果をとりまとめ、セルフモニタリングに基づいて作成した年間業務完了報告書を本市へ提出すること。
- (2) 年間業務完了報告書は、毎年度提出することとする。
- (3) 年間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議の上、決定すること。

第 20 節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、特別目的会社を設立する場合、年 1 回財務諸表を本市に提出すること。なお、特別目的会社を設立しない場合は、それに代わるものを本市に提出するものとするが、様式等は本市と協議して決定するものとする。
- (2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (3) 運営事業者は、報告書の提出頻度、時期、詳細項目等を本市と協議の上、決定すること。
- (4) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 21 節 情報セキュリティ

- (1) 運営事業者は、セキュリティソフトの導入（更新）等の情報セキュリティ対策を講じること。
- (2) 運営事業者は、セキュリティポリシーを定め、個人情報の外部漏えいを防止すること。
- (3) 情報セキュリティの詳細な内容については、本市と協議の上、決定すること。
- (4) 運営事業者又はその従業者は、本業務により知り得た個人情報を第三者に漏えい又は不当な目的に使用してはならない。このことは、契約期間が終了し、又は従業者がその職務を退いた後においても同様とする。